

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

○保安林の指定施業要件の変更……………

……………（産業労働局農林水産部森林課）…一

○保安林の指定予定……………（同）…一

公告

○軽油引取税に係る特約業者の指定……………

……………（主税局課税部課税指導課）…一

○開発行為に関する工事完了……………

……………（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課）…二

○都市計画事業の施行（三件）……………

……………（建設局道路建設部管理課・公園緑地部計画課）…二

告示

●東京都告示第二十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和三年一月十四日

東京都知事 小池 百合子

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

八王子市裏高尾町一三二四番三及び同番六から同番一七まで

二 保安林として指定された目的
公衆の保健

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。
裏高尾町一三二四番一七（次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を東京都産業労働局農林水産部及び八王子市役所に備え置いて縦覧に供する。）

●東京都告示第二十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定であるので告示する。

令和三年一月十四日

東京都知事 小池 百合子

一 保安林予定森林の所在場所

西多摩郡日の出町大字大久野字肝要四三〇四番・四三二〇番・四三二七番（以上三筆について、次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的
落石の危険の防止

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字肝要四三二七番（次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を東京都産業労働局農林水産部及び日の出町役場に備え置いて縦覧に供する。）

公告

軽油引取税に係る特約業者の指定について

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百四十四条の九第一項及び東京都都税条例（昭和二十五年東京都条例第五十六号）第百三条の六第一項の規定により、特約業者を次のとおり指定した。

令和三年一月十四日

氏名又は
名称
代表者の
氏名
主たる事務所又は
事業所の所在地
指定年月日

東英興産 大家 正光 千代田区神田美土 令和三年一月
株式会社 代町十一番地二 一日

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一
項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、
完了した。

令和三年一月十四日

東京都多摩建築指導事務所長

浅井 勉

開発区域又は工区に
含まれる地域の名称
住所及び氏名

許可を受けた者の
住所及び氏名

小金井市前原町五丁目九番二、新宿区市谷本村町二番十号
八百三十九番一、八百四十番 株式会社ファジー・アド・
一、同番三、八百四十一番一、オフィス
八百四十二番一及び同番四 代表取締役 梶谷 文明

都市計画道路事業の施行について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十六条の規
定により、次のとおり公告する。

令和三年一月十四日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 都市計画事業の 別表のとおり
種類及び名称
- 二 施行者の名称 東京都
- 三 事務所の所在地 新宿区西新宿二丁目八番一号
- 四 事業地の所在 別表のとおり

別表

都市計画事業の
種類及び名称
事業地の所在
事業認可
の告示
務所

東京都市計画道 港区白金台二丁目 令和二年 第一建
路事業幹線街路 及び三丁目地内 十二月十 設事務
環状第四号線 四日関東 所
地方整備 局告示第 三百九号

都市計画道路事業の施行について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十六条の規
定により、次のとおり公告する。

令和三年一月十四日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 都市計画事業の 別表のとおり
種類及び名称
- 二 施行者の名称 東京都
- 三 事務所の所在地 新宿区西新宿二丁目八番一号
- 四 事業地の所在 別表のとおり

別表

都市計画事業の
種類及び名称
事業地の所在
事業認可
の告示
務所

青梅都市計画道 青梅市畑中三丁目 令和二年 西多摩
路事業三・四 並びに和田町一丁 十二月十 建設事
一号多摩川南岸 目及び二丁目地内 四日関東 務所
地方整備 局告示第 三百十号

都市計画公園事業の事業計画の施行について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十六条の規

定により、次のとおり公告する。

令和三年一月十四日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 都市計画事業の 別表のとおり
種類及び名称
- 二 施行者の名称 東京都
- 三 事務所の所在地 新宿区西新宿二丁目八番一号
- 四 事業地の所在 別表のとおり

別表

都市計画事業の
種類及び名称
事業地の所在
備 考

八王子都市計画 八王子市高月町 令和二年十二月八日
公園事業第五 地内 関東地方整備局告示
七・一号滝山公 第三百四号
園

発行

東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
電話 〇三(五三三二)一一一一(代)

郵便番号

163-8001
本号
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号

113-0001
FSC
ミックス
FSC® C006270